

福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画今宿青木地区地区計画を次のように決定する。

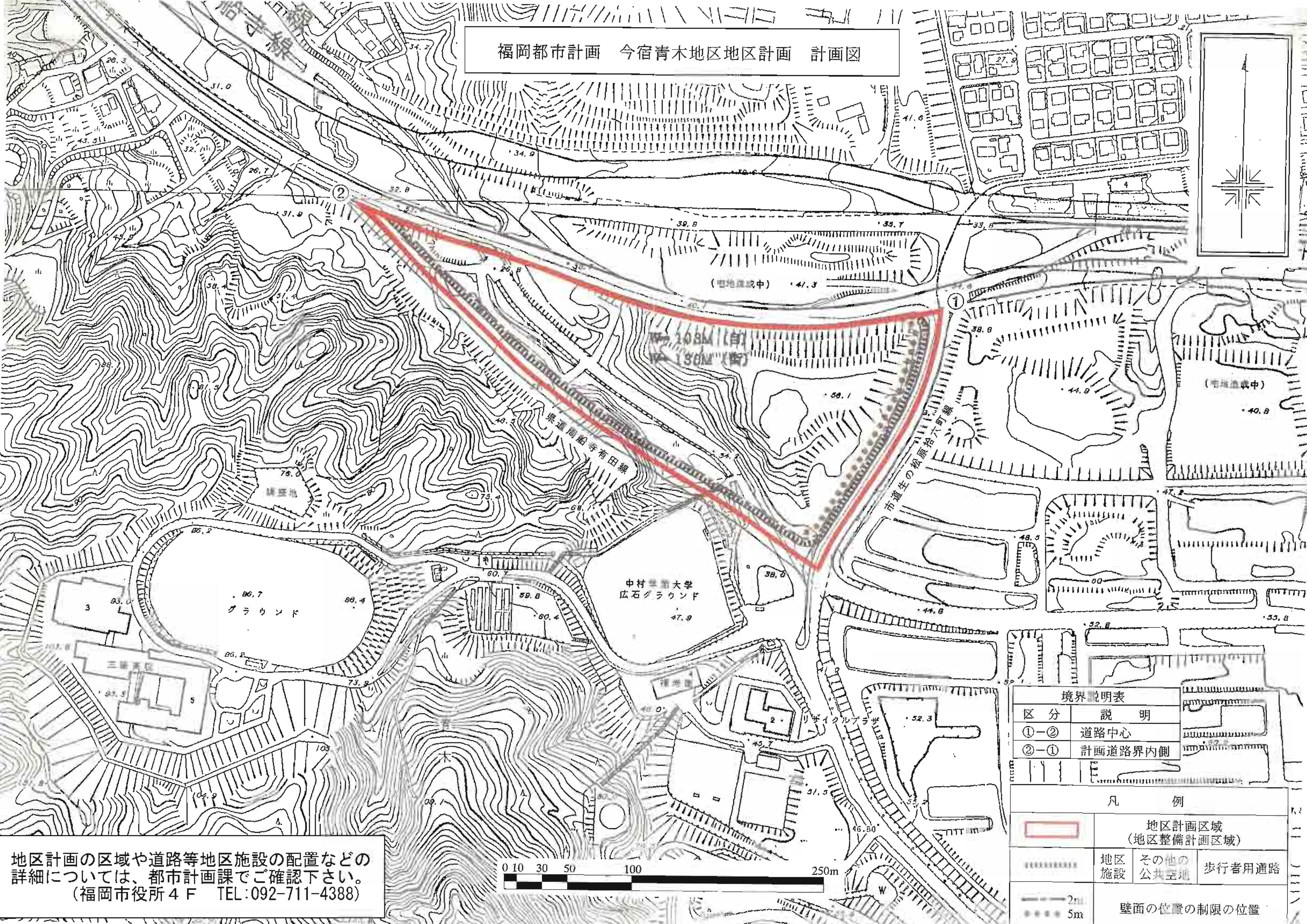
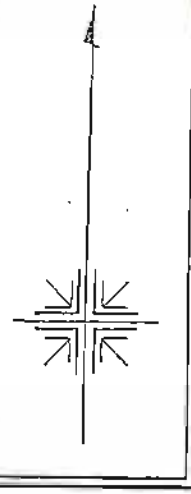
名 称	今宿青木地区地区計画					
位 置	福岡市西区 今宿青木字廣石南及び字廣石東の各一部 大字拾六町字高崎の一部					
面 積	約 4.7 ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心部より西約 11 kmに位置し、都市計画道路六本松周船寺線に面するとともに、西九州自動車道福岡西料金所に隣接する等、交通利便性の高い地区である。</p> <p>このため当地区においては、周辺の住宅地との調和に配慮しつつ、幹線道路沿道にふさわしい利便施設等を適正に立地誘導し、歩行者空間の向上に配慮した良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>				
	土地利用の方針	<p>幹線道路に面する等の交通利便性の高い立地条件を生かし、周辺の住環境と調和した利便施設等の適正な立地誘導を図る。</p>				
	地区施設の整備方針	<p>利便施設等の立地に配慮したゆとりある歩行者空間を確保するため、歩行者用通路を適切に配置する。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>周辺住宅地と調和した利便施設等の適正な立地誘導を図るため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	名 称	幅 員	延 長	摘 要
			歩行者用通路	2 m	約 650 m	
	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡			
		壁面の位置の制限	<p>(1) 県道周船寺有田線との境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいの面までの距離の最低限度は 2mとする。</p> <p>(2) 市道生の松原拾六町線との境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は 5m、建築物に附属する門若しくはへいの面までの距離の最低限度は 2mとする。</p>			
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(1) 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の形態・意匠及び色彩は、周囲の環境に調和したものとする。</p> <p>(2) 屋外広告物は過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観風致を損なわないものとする。</p> <p>(3) 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、露出面積を少なくする等、都市景観に配慮するものとする。</p>				

「地区計画及び地区整備計画の区域、地区施設の配置並びに壁面の位置の制限の位置は計画図表示のとおり」

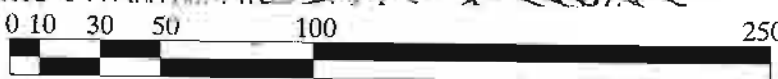
理 由

本地区における幹線道路沿道にふさわしい利便施設等の立地を適正に誘導し、良好な市街地形成を図るため、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画 今宿青木地区地区計画 計画図



地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)



境界説明表	
区分	説明
①-②	道路中心
②-①	計画道路界内側

凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区施設 その他の公共空地 歩行者用通路
	2m 5m 壁面の位置の制限の位置